

高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第4条中「別紙1-86」を「別紙1-90」に改める。

第5条中「別紙1-82」を「別紙1-90」に改める。

第13条中「別紙1-82」を「別紙1-90」に改める。

別紙1-77を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道1号(第二京阪道路)

(京都府京田辺市松井樺谷から大阪府門真市大字蕨島まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府京田辺市 松井樺谷 から 大阪府門真市 大字葎島 まで	80	19.3	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府京田辺市 松井樺谷 から 大阪府枚方市 長尾台三丁目 まで	6車線	6車線	6車線化
大阪府枚方市 長尾台三丁目 から 大阪府門真市 大字葎島 まで	6車線	6車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

2.25 メートル (橋梁部)

3.00 メートル (土工部)

別紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号	京都府京田辺市 松井	立体接続	京田辺松井インターチェンジ(仮称)
一般国道1号	大阪府枚方市 長尾台三丁目	立体接続	枚方東インターチェンジ
一般国道1号	大阪府枚方市 大字津田	立体接続	枚方南インターチェンジ(仮称)
一般国道1号	大阪府交野市 倉治一丁目	立体接続	交野北インターチェンジ(仮称)
一般国道1号	大阪府枚方市 茄子作南町	立体接続	交野南インターチェンジ(仮称)
一般国道1号	大阪府寝屋川市 大字寝屋	立体接続	寝屋川北インターチェンジ(仮称)
一般国道1号	大阪府寝屋川市 讃良西町	立体接続	寝屋川南インターチェンジ(仮称)
一般国道1号	大阪府門真市 大字三ツ島	立体接続	門真インターチェンジ(仮称)
近畿自動車道 天理吹田線	大阪府門真市 大字葎島	立体接続	門真ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

257,677 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 大阪府枚方市津田東町三丁目から大阪府枚方市津田まで及び大阪府交野市青山三丁目から大阪府交野市私部西三丁目まで
及び大阪府門真市大字北島から大阪府門真市大字蔭島まで

平成 4年11月25日

ロ 京都府京田辺市松井から京都府京田辺市松井まで

平成13年11月12日

ハ 京都府京田辺市松井から大阪府枚方市長尾台四丁目まで

平成15年 3月 4日

ニ 大阪府枚方市長尾台三丁目から大阪府枚方市津田東町三丁目まで

平成19年 1月23日

ホ 大阪府交野市私部西三丁目から大阪府交野市私部西五丁目まで及び大阪府四條畷市砂から大阪府門真市北巢本まで
及び大阪府門真市宮前から大阪府門真市大字北島まで

平成20年 4月 1日(予定)

ヘ 大阪府枚方市長尾台四丁目から大阪府枚方市長尾台三丁目まで及び大阪府枚方市津田から大阪府交野市青山三丁目まで
及び大阪府交野市私部西五丁目から大阪府四條畷市砂まで及び大阪府門真市北巢本から大阪府門真市宮前まで

平成22年 2月 1日(予定)

別 紙 1

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成年月日

イ 京都府京田辺市松井樺谷から大阪府枚方市長尾台三丁目まで
平成15年 3月31日

ロ 京都府京田辺市松井樺谷から大阪府門真市大字蕨島まで
平成22年 3月31日(予定)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

106, 773 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 103, 961 百万円)(消費税込み)

別紙 1 - 8 0 を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道1号(第二京阪道路)(田辺PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号

(有料道路名 : 第二京阪道路)

(2) 工事の箇所

京都府京田辺市山手中央

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

別 紙 1

(4) 工事予算

6,401 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 15 年 3 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6,335 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 5,775 百万円)(消費税込み)

別紙 1 - 8 6 の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線(和歌山北IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の箇所

和歌山県和歌山市直川

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道直川49号線 及び市道直川50号線	和歌山県和歌山市直川	立体接続	和歌山北インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

644 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 19 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

771 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 769 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

山陽自動車道 吹田山口線(吉備スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

岡山県岡山市今岡

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道辛川市場佐山線 及び市道今岡30号線	岡山県岡山市今岡	立体接続	吉備SA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 19年 3月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 19年 3月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道 広島浜田線(金城スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 広島浜田線

(2) 工事の箇所

島根県浜田市金城町今福

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道側道今福上り線 及び市道側道今福下り線	島根県浜田市 金城町今福	立体接続	金城PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 19年 3月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 19年 3月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

沖縄自動車道(喜舎場スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

沖縄自動車道

(2) 工事の箇所

沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
村道安谷屋・喜舎場 129号線	沖縄県中頭郡 北中城村字喜舎場	立体接続	喜舎場BS

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 19年 3月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 19年 3月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第 5 条第 2 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 3 号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	28,350百万円
H 1 9	27,473百万円
H 2 0	24,376百万円
H 2 1	26,019百万円
H 2 2	25,949百万円
H 2 3	30,420百万円
H 2 4	31,009百万円
H 2 5	33,495百万円
H 2 6	35,631百万円
H 2 7	37,056百万円
H 2 8	38,728百万円
H 2 9	39,195百万円
H 3 0	40,630百万円
H 3 1	40,610百万円
H 3 2	41,703百万円
H 3 3	40,369百万円
H 3 4	41,280百万円
H 3 5	41,984百万円
H 3 6	42,753百万円
H 3 7	43,494百万円
H 3 8	43,944百万円
H 3 9	44,445百万円
H 4 0	44,922百万円
H 4 1	45,744百万円
H 4 2	46,363百万円
H 4 3	46,603百万円
H 4 4	47,265百万円
H 4 5	47,010百万円
H 4 6	47,388百万円
H 4 7	47,661百万円
H 4 8	48,017百万円
H 4 9	48,276百万円
H 5 0	48,307百万円
H 5 1	48,550百万円
H 5 2	48,554百万円
H 5 3	48,584百万円
H 5 4	48,670百万円
H 5 5	48,840百万円
H 5 6	48,542百万円
H 5 7	48,614百万円
H 5 8	48,587百万円
H 5 9	48,578百万円
H 6 0	48,535百万円
H 6 1	48,516百万円
H 6 2	33,225百万円

上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五ヵ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 5 を次のとおり改める。

(協定第 8 条第 1 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 6 号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
	うち土地・家屋分	うち構築物等分			うち橋梁・トンネル等分
		うち盛土・切土・のり面構造物等分			
H 1 8	499,925百万円	69,628百万円	332,649百万円	107,706百万円	224,943百万円
H 1 9	509,334百万円	76,047百万円	363,317百万円	117,636百万円	245,681百万円
H 2 0	518,399百万円	77,970百万円	372,506百万円	120,611百万円	251,895百万円
H 2 1	529,500百万円	79,465百万円	379,648百万円	122,923百万円	256,725百万円
H 2 2	543,142百万円	81,634百万円	390,007百万円	126,277百万円	263,730百万円
H 2 3	552,723百万円	82,450百万円	393,907百万円	127,540百万円	266,367百万円
H 2 4	548,054百万円	81,620百万円	389,944百万円	126,257百万円	263,687百万円
H 2 5	554,472百万円	82,240百万円	392,903百万円	127,215百万円	265,688百万円
H 2 6	557,055百万円	82,313百万円	393,252百万円	127,328百万円	265,924百万円
H 2 7	565,472百万円	83,396百万円	398,428百万円	129,004百万円	269,424百万円
H 2 8	562,437百万円	82,674百万円	394,979百万円	127,887百万円	267,092百万円
H 2 9	562,797百万円	82,653百万円	394,879百万円	127,855百万円	267,024百万円
H 3 0	568,140百万円	83,275百万円	397,848百万円	128,816百万円	269,032百万円
H 3 1	578,818百万円	84,961百万円	405,906百万円	131,425百万円	274,481百万円
H 3 2	586,818百万円	86,057百万円	411,142百万円	133,120百万円	278,022百万円
H 3 3	585,984百万円	86,130百万円	411,490百万円	133,233百万円	278,257百万円
H 3 4	588,131百万円	86,331百万円	412,451百万円	133,544百万円	278,907百万円
H 3 5	589,946百万円	86,506百万円	413,287百万円	133,815百万円	279,472百万円
H 3 6	586,691百万円	85,871百万円	410,250百万円	132,832百万円	277,418百万円
H 3 7	584,817百万円	85,453百万円	408,252百万円	132,185百万円	276,067百万円
H 3 8	585,819百万円	85,545百万円	408,692百万円	132,327百万円	276,365百万円
H 3 9	588,542百万円	85,895百万円	410,368百万円	132,870百万円	277,498百万円
H 4 0	586,035百万円	85,424百万円	408,117百万円	132,141百万円	275,976百万円
H 4 1	585,587百万円	85,222百万円	407,153百万円	131,829百万円	275,324百万円
H 4 2	583,972百万円	84,870百万円	405,470百万円	131,284百万円	274,186百万円
H 4 3	583,288百万円	84,723百万円	404,767百万円	131,056百万円	273,711百万円
H 4 4	578,318百万円	83,833百万円	400,516百万円	129,680百万円	270,836百万円
H 4 5	575,984百万円	83,504百万円	398,941百万円	129,170百万円	269,771百万円
H 4 6	573,548百万円	83,059百万円	396,819百万円	128,483百万円	268,336百万円
H 4 7	572,718百万円	82,881百万円	395,964百万円	128,206百万円	267,758百万円
H 4 8	568,409百万円	82,147百万円	392,461百万円	127,072百万円	265,389百万円
H 4 9	565,051百万円	81,574百万円	389,724百万円	126,186百万円	263,538百万円
H 5 0	562,849百万円	81,222百万円	388,041百万円	125,641百万円	262,400百万円
H 5 1	562,215百万円	81,083百万円	387,375百万円	125,425百万円	261,950百万円
H 5 2	556,952百万円	80,250百万円	383,399百万円	124,138百万円	259,261百万円
H 5 3	555,113百万円	79,954百万円	381,983百万円	123,679百万円	258,304百万円
H 5 4	552,393百万円	79,511百万円	379,867百万円	122,994百万円	256,873百万円
H 5 5	551,725百万円	79,378百万円	379,231百万円	122,788百万円	256,443百万円
H 5 6	547,460百万円	78,751百万円	376,237百万円	121,819百万円	254,418百万円
H 5 7	544,007百万円	78,189百万円	373,551百万円	120,949百万円	252,602百万円
H 5 8	542,221百万円	77,916百万円	372,244百万円	120,526百万円	251,718百万円
H 5 9	542,824百万円	78,012百万円	372,704百万円	120,675百万円	252,029百万円
H 6 0	539,184百万円	77,444百万円	369,989百万円	119,796百万円	250,193百万円
H 6 1	536,939百万円	77,091百万円	368,303百万円	119,250百万円	249,053百万円
H 6 2	158,459百万円	19,657百万円	93,912百万円	30,407百万円	63,505百万円

(注)第二名神の「抜本的見直し区間」については、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めてその着工について判断することとし、それまでは着工しない。なお、当該区間を着工した場合に、45年以内の債務返済を確認するため、当該区間の貸付料を算出している。この場合、平成33年度以降貸付料が発生すると仮定している。

別紙 6 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	643,757百万円
H 1 9	652,624百万円
H 2 0	661,336百万円
H 2 1	676,449百万円
H 2 2	697,760百万円
H 2 3	710,244百万円
H 2 4	706,776百万円
H 2 5	712,957百万円
H 2 6	717,626百万円
H 2 7	725,701百万円
H 2 8	722,357百万円
H 2 9	723,690百万円
H 3 0	729,932百万円
H 3 1	742,910百万円
H 3 2	751,693百万円
H 3 3	752,756百万円
H 3 4	754,438百万円
H 3 5	755,988百万円
H 3 6	753,409百万円
H 3 7	752,894百万円
H 3 8	752,378百万円
H 3 9	753,923百万円
H 4 0	751,349百万円
H 4 1	750,834百万円
H 4 2	750,319百万円
H 4 3	749,587百万円
H 4 4	744,761百万円
H 4 5	741,983百万円
H 4 6	739,204百万円
H 4 7	738,442百万円
H 4 8	733,646百万円
H 4 9	730,868百万円
H 5 0	728,089百万円
H 5 1	727,296百万円
H 5 2	722,531百万円
H 5 3	719,982百万円
H 5 4	717,430百万円
H 5 5	716,837百万円
H 5 6	712,328百万円
H 5 7	709,778百万円
H 5 8	707,227百万円
H 5 9	706,605百万円
H 6 0	702,124百万円
H 6 1	699,573百万円
H 6 2	260,851百万円

(注) 第二名神の「抜本的見直し区間」については、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めてその着工について判断することとし、それまでは着工しない。なお、当該区間を着工した場合に、45年以内の債務返済を確認するため、当該区間の料金収入を算出している。この場合、平成33年度以降料金収入が発生すると仮定している。

別紙 7 中、

「

	和歌山	
和歌山 ジャンクション	6.7	」

を

「

		和歌山
	和歌山北	-
和歌山 ジャンクション	4.8	6.7

」

に、

「

	岡山 ジャンクション	
岡山	7.1	」

を

「

		岡山 ジャンクション
	吉備スマート	5.5
岡山	1.6	7.1

」

に、

「

	浜田 ジャンクション	
旭	16.1	」

を

「

		浜田 ジャンクション
	金城スマート	8.2
旭	7.9	16.1

」

に、

「

	北中城	
沖縄南	5.8	」

を

「

		北中城
	喜舎場スマート	1.3
沖縄南	-	5.8

」

に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 19 年 3 月 22 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

西日本高速道路株式会社
代表取締役会長 石 田 孝